

令和6年度庄本町1丁目まちづくり事業化検討調査支援業務委託仕様書

1. 目的

府県境から大阪池田線区間の都市計画道路三国塚口線においては、大阪府が事業化に向け検討を進めているが、沿道市街地は防災性や居住環境などに課題がある。

本業務委託では、都市計画道路三国塚口線、阪急電鉄神戸線、旧猪名川に囲まれた密集市街地である本地区の特性を踏まえ、道路整備に合わせて、防災性の向上や居住環境の改善を目指すとともに、道路整備と相乗効果の高い魅力あるまちづくりの事業化に向けた検討を行うことを目的とする。

2. 委託期間

○契約締結日 ～ 令和7年(2025年)3月31日(令和6年度)

3. 対象地区

○都市計画道路三国塚口線、阪急電鉄神戸線および旧猪名川に囲まれた豊中市庄本町1丁目周辺(別紙「対象区域図」参照)

4. 業務内容

過去に本市で調査した現況調査資料を踏まえて以下の検討を行う。

(1) 基盤整備に係る調査及び検討

- ・土地区画整理事業等、面整備手法における調査検討
- ・対象区域内の土地・建物など権利関係について時点更新

(2) 地元権利者等ヒアリング支援

- ・地元権利者等への説明資料作成等

(3) 事業計画素案とりまとめ

- ・整備手法や事業費などを含む概略の事業計画素案のとりまとめ

5. 成果品

	提出書類	数量	摘要
1	報告書	2部	A4サイズ、カラー、ループファイル綴じ
2	報告書(概要版)	2部	A4サイズ、カラー、ループファイル綴じ
3	打合せ簿	1式	打合せの議事録
4	その他資料	1式	説明用資料(パワーポイント資料含む) その他、委託者が必要と認めるもの
5	電子データ	1式	ワード・エクセル等 CD-ROM

6. その他

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。
- (2) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負してはならない。
- (3) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、市担当者との協議の上実施しなければならない。
- (4) 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく市担当者との打合せを行い、その結果については「打合せ簿」に明記しなければならない。
- (5) 本業務に当たっては、市担当者の指示に従い、誠意を持って完了させること。
- (6) 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律及び、豊中市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用出来ない。また、業務完了後、速やかに本市へ返却すること。
- (9) 貸与図書等の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
- (10) 成果品の権利は、市に帰属する。

7. スケジュール

	7月～9月	10月～12月	1月～3月
① 基盤整備に係る調査及び検討		→	
② 地元権利者等ヒアリング支援		→	
③ 事業計画素案のとりまとめ			→